

1 届出について

(1) 新規指定(指定変更)・指定更新について

【新規指定(指定変更)】

新規指定(指定変更)申請書の提出期限は、**指定を受けたい日の2か月前まで**です。「備品の搬入が事業開始(予定)の前月中旬のため、写真のみ間に合わない」等のやむを得ない場合は、個別対応しますが、原則、**提出期限を過ぎた申請書は受理できません**。また、例年、4・5月は新規指定事業所数が大変多くなるため、**4・5月の新規指定申請については、申請書の提出期限がその年の1月31日まで**です。

なお、新規指定申請書の提出に先立ち、**障害者支援推進課の窓口において、事前協議(図面及び人員配置等の確認)を行います。【必須】**

事前協議を実施していない新規指定申請は、申請書の受理ができない場合があります。新規指定申請の流れは、本市HPに掲載しているので、御確認ください。事前に予約がない来所には対応できませんので、電話等にて**事前協議の予約をお願いします**。

※今年度から、「事前協議書提出フォーム」に事前協議書だけでなく、事業者の自己点検表(当該フォーム内に様式あり)の提出もお願いしています。申請者におかれましては、確実に自己点検を実施した上で、事前協議にお進みいただきますようお願いいたします。

【指定更新】

指定更新申請書の提出期限は、指定更新の期限の1か月前までです。ただし、**4・5月の指定更新申請については、【新規指定(指定変更)】と同様に、申請書の提出期限がその年の1月末まで**となりますので、ご注意ください。

なお指定障害福祉サービス等事業所の指定の有効期間は、指定の日から原則6年間ですが、同一事業所番号の多機能事業所として複数のサービスを一体的に運営しており、いずれかのサービスが指定更新時期を迎えた場合、**他のサービスが有効期間内であっても併せて更新申請が可能です**。

※共同生活援助と短期入所・特定相談と障害児相談など、事業所番号が異なっても実質同じ事業所で運営している場合も、併せて更新申請可能ですが、**サービスごとに申請書類を作成していただく必要があります**。作成漏れにご注意ください。

【指定申請(変更申請)・更新申請 結果通知書の掲示の運用変更について】

アナログ規制の撤廃及びデジタル化推進の観点から、静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則を改正し、新規指定、指定更新、指定変更(以下「指定等」という。)に係る指定を受けたことを事業所内に表示す

る旨の定めを、令和8年4月1日から廃止する予定です。従って、令和8年4月1日から、**指定等に係る指定を受けた旨を事業所内に表示することは求めませんが**、各事業者等の判断で、引き続き表示することも可能です。

(2) 体制届及び変更届について

※サービス管理責任者等：サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。

	変更届	体制届
内容	人員(管理者、サービス管理責任者等、サービス提供責任者)、設備(レイアウト等)、運営規程等の変更、共同生活住居の追加等	体制加算(減算)の適用及び区分変更等の請求内容に係る変更
期限	変更が生じてから 10 日以内 ※事業所移転の場合には、必ず事前に図面相談をすること。	加算適用等開始の前月 15 日まで ※加算適用の終了及び区分が下がる変更は、速やかに提出すること。

※各届出の様式及び必要書類については、本市HPを御参照ください。

【提出するときの注意事項】

○体制届及び変更届の提出の有無、加算の適用状況の確認等の問合せが非常に多いですが、確認作業に時間を要するため、各事業所による把握に努めてください。

○事業所が補正資料を再提出する際に、当課のどの担当から指示されたか、何についての補正かがわかるようメモや関連文書の写しを同封してください。補正依頼をする当課の担当は複数人おり、補正件数も多く、各担当が何の補正資料をどの事業所に依頼しているかを相互に網羅することは難しいため、御理解願います。

○変更届や体制届の「変更前」「変更後」欄に、変更する内容を必ず記載してください

○**利用定員の変更を行う場合、変更届に加え、体制届の提出も必要になります。**

※児童発達支援(センター含む。)、放課後等デイサービス、生活介護、就労継続支援A型・B型の定員変更は【指定変更】が必要です。

○共同生活住居の追加に係る変更を行う場合については、設備基準・人員基準等の審査が必要となるため、例外的に、担当職員まで電話等で**事前相談の上**、変更が生じる日の**1か月前**までの届出をお願いします。

なお、届出の遅延や、物件平面図等の必要資料の不足等により、設備基準や人員基準の適否を当課が判断ができていない状態で、住居追加及びその運営の実態があった場合については、**給付費の請求を不可**とする可能性があります。さらに、届出の遅延や必要資料の不足に起因して、事後的に基準違反が発覚した場合は、必要に応じて**給付費の返還**を求める可能性がありますので、くれぐれも御注意ください。

【年度当初の体制届の運用変更について】

これまで、全事業所に対し、4月の体制届の提出を求めていましたが、令和8年度から以下のとおり運用を変更します。**提出が不要となる事業所については、4月の提出を行わないでください。**

令和8年以降の4月体制届の取扱い	
年度	提出を求める事業所
3年に1度報酬改定がある年度	全ての事業所
上記以外の年度 ※令和8年4月提出	加算の届出内容の変更(新規・終了を含む。)がある事業所のみ

※ 臨時の報酬改定があった場合は、当該報酬改定の内容に応じて、提出を求めるか否かを検討します。

※提出が不要となる事業所についても、「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」(平成26年3月28日付 障発0328第4号)及び「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」(平成26年1月23日付 障発0123第2号)別紙「主眼事項及び着眼点等」の該当サービス箇所を確認いただくなど、報酬関係のセルフチェックに努めてください。特に、**前年度の実績等(平均利用者数等)が算定区分に影響する基本報酬や加算については、算定要件を継続して満たしているか否か(算定区分の変更が生じるか否か)を、各事業所の責任にて必ず確認してください。**また、障害児通所支援事業所における事業所の自己評価や特定相談支援・障害児相談支援事業所における**機能強化型サービス利用支援費算定に係る各種取組等の実施状況も必ず事業所で把握していただくとともに、各種加算・減算の適用状況が変わる場合は速やかに届出をしてください。**運営指導等で、本来算定できない加算等が継続して算定・請求されていたことが発覚した場合、「不正請求」と判断される可能性がありますので、くれぐれも御注意ください。

【従業員の勤務体制・勤務状況に伴う変更届の運用変更について】

これまで、事業所の従業員の増減に係る変更届の提出を求めていましたが、障害福祉サービスの質の確保及び事業者の事務手続き等の負担軽減の観点から、令和8年4月1日から、**管理者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者・**

その他有資格従業員のみ変更届の提出を求めることとなります。**資格が不要な従業員**については、**提出は不要**となります。ご注意ください。

該当するサービスと対応する人員に関しては、下記の表を参考にしてください。

(表)

障害者サービス		
サービス	人員	研修修了要件及び資格要件
① 居宅介護等	ヘルパー	介護福祉士、実務者研修修了者等
② 生活介護、	医師、看護師、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士	国家資格
③ 療養介護	医師、看護師	国家資格
③ 自立訓練(機能訓練)	看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	国家資格
④ 就労選択支援	就労選択支援員	就労選択支援員養成研修等
障害児サービス		
サービス	人員	研修修了要件及び資格要件
①児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設	児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、看護職員、加算算定に係る指導員、医師、栄養士、管理栄養士	児童指導員任用資格、国家資格等
②居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	訪問支援員	児童指導員任用資格、国家資格等
相談		
サービス	人員	研修修了要件及び資格要件
①指定一般相談支援、指定特定相談支援、指定障害児相談支援	相談支援専門員、相談支援員、地域移行支援従事者、地域定着支援従事者	こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、指定基準に定める要件

※ただし、従業員の増減に伴って、算定区分が変動する可能性がある加算(福祉専門職員等配置加算、人員配置体制加算等)については、算定要件を継続して満たしているか否か(算定区分の変更が生じるか否か)を、各事業所の責任にて必ず確認してください。

【国の標準様式策定に伴う令和8年度からの様式変更について】

令和8年4月から、障害福祉サービス事業者が自治体に対して行う指定申請等の手続きについて、**こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式等(標準様式)により行うこととなりました**。現在、標準様式への移行のための準備を進めています。令和8年4月から使用していただく、体制届・変更届・関係書類等の様式については、準備出来次第、随時お知らせします。年度末の切り替えのタイミングとなりますが、ご対応のほどよろしくお願い致します。

◆参考 HP(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/seisansei/index.html

(3) 業務管理体制の届出書について

新規指定の申請時に提出する業務管理体制の届出書について、提出がない事業所が散見されます。また、事業者情報(運営法人の代表住所及び代表者の変更等)及び法令遵守責任者等を変更したものの、業務管理体制の変更届出書を提出していないという事業所が多いです。届出事項・届出先について、改めて確認し、速やかに提出してください。

届出事項	対象となる事業者	
① 事業所の名称又は氏名 主たる事業所の所在地 代表者の氏名、生年月日、職名	全ての事業者	
② 「法令遵守責任者」の氏名		
③ 上記に加え、「法令遵守規定」の概要	事業所等の数が 20 以上の事業者	
④ 上記に加え、 「業務執行の状況の監査の方法」の概要	事業所等の数が 100 以上の事業者	
区 分		届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者		厚生労働省
② すべての事業所等が静岡市内に所在する事業者		静岡市
③ ①、②以外の事業者		静岡県

◆参考:厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kanriseibi/index.html

(4) ホームページについて御案内

事業者の皆様から、体制届・変更届の様式や、提出時期・必要書類など、市のホームページに掲載されている**基本的な事項についての質問を多く受けます**。市内障害福祉サービス事業所は年々増加しており、個別に対応するのは大変困難です。事業所の皆様におかれましては、**市へ問い合わせる前に、ホームページをご確認いただくようお願いいたします。**

【参考】

静岡市指定障害福祉サービス等事業所の新規指定・指定更新・指定変更

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5498/s004012.html>

静岡市指定障害福祉サービス等事業所の変更届・体制届

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5498/s004011.html>

静岡市指定障害福祉サービス等事業所の廃止・休止・再開時の届出

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5498/s012373.html>

障害福祉サービス事業所等における事故発生時及び感染症等発生時の報告

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5498/s004013.html>